

地方独立行政法人広島市立病院機構中期計画 新旧対照表

現 行	変 更																		
<p>前文・第1 (略)</p> <p>第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 市立病院として担うべき医療</p> <p>それぞれの病院の特徴を生かし、他の医療機関との役割分担、連携を図りながら、市民生活に不可欠な医療や高度で先進的な医療を安定的に提供します。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) リハビリテーション病院・自立訓練施設</p> <p>脳血管障害や脊髄損傷などによる中途障害者の社会復帰や社会参加を促進するため、高度で専門的な医療と自立のための訓練や相談など生活の再構築のための一貫したリハビリテーションサービスを提供します。また、広島市身体障害者更生相談所と連携して、地域リハビリテーションの推進を図ります。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 回復期リハビリテーション医療の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・365日、切れ目なくリハビリテーション医療が提供できる体制を整備し、より効果的な回復期リハビリテーション医療を提供します。 ・広島市民病院、安佐市民病院との患者情報のスムーズな伝達、共有化等による連携の強化を図り、急性期の疾病治療・リハビリテーションから回復期のリハビリテーションまでを連続的・一体的に提供します。 <p>【目標値】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成24年度実績</th> <th>平成29年度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>患者1人当たりリハビリテーション実施単位数(単位/日)</td> <td style="text-align: center;">6.6</td> <td style="text-align: center;">8.0</td> </tr> <tr> <td>在宅復帰率(%)</td> <td style="text-align: center;">81.3</td> <td style="text-align: center;">82.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>・退院後の患者を中心に継続的なリハビリテーション医療を提供するため、言語外来_____の充実を図ります。</p> <p>ウ～キ (略)</p>	区 分	平成24年度実績	平成29年度目標値	患者1人当たりリハビリテーション実施単位数(単位/日)	6.6	8.0	在宅復帰率(%)	81.3	82.0	<p>前文・第1 (現行に同じ。)</p> <p>第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 市立病院として担うべき医療</p> <p>それぞれの病院の特徴を生かし、他の医療機関との役割分担、連携を図りながら、市民生活に不可欠な医療や高度で先進的な医療を安定的に提供します。</p> <p>(1)～(3) (現行に同じ。)</p> <p>(4) リハビリテーション病院・自立訓練施設</p> <p>脳血管障害や脊髄損傷などによる中途障害者の社会復帰や社会参加を促進するため、高度で専門的な医療と自立のための訓練や相談など生活の再構築のための一貫したリハビリテーションサービスを提供します。また、広島市身体障害者更生相談所と連携して、地域リハビリテーションの推進を図ります。</p> <p>ア (現行に同じ。)</p> <p>イ 回復期リハビリテーション医療の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・365日、切れ目なくリハビリテーション医療が提供できる体制を整備し、より効果的な回復期リハビリテーション医療を提供します。 ・広島市民病院、安佐市民病院との患者情報のスムーズな伝達、共有化等による連携の強化を図り、急性期の疾病治療・リハビリテーションから回復期のリハビリテーションまでを連続的・一体的に提供します。 <p>【目標値】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成24年度実績</th> <th>平成29年度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>患者1人当たりリハビリテーション実施単位数(単位/日)</td> <td style="text-align: center;">6.6</td> <td style="text-align: center;">8.0</td> </tr> <tr> <td>在宅復帰率(%)</td> <td style="text-align: center;">81.3</td> <td style="text-align: center;">82.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>・退院後の患者を中心に継続的なリハビリテーション医療を提供するため、言語外来など在宅療養への支援の充実を図ります。</p> <p>ウ～キ (現行に同じ。)</p>	区 分	平成24年度実績	平成29年度目標値	患者1人当たりリハビリテーション実施単位数(単位/日)	6.6	8.0	在宅復帰率(%)	81.3	82.0
区 分	平成24年度実績	平成29年度目標値																	
患者1人当たりリハビリテーション実施単位数(単位/日)	6.6	8.0																	
在宅復帰率(%)	81.3	82.0																	
区 分	平成24年度実績	平成29年度目標値																	
患者1人当たりリハビリテーション実施単位数(単位/日)	6.6	8.0																	
在宅復帰率(%)	81.3	82.0																	

現 行	変 更
2～6 (略)	2～6 (現行に同じ。)
第3～第10 (略)	第3～第10 (現行に同じ。)
第11 料金に関する事項	第11 料金に関する事項
1 料金	1 料金
<p>病院等の使用料及び手数料の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項、第85条第2項若しくは第85条の2第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項、第74条第2項若しくは第75条第2項_____</p>	<p>病院等の使用料及び手数料の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項、第85条第2項若しくは第85条の2第2項、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項、第74条第2項若しくは第75条第2項又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第4項第1号若しくは第53条第2項第1号の費用の算定の例により算定した額。ただし、次に掲げるものについては、それぞれに定める額。</p>
<p>_____の費用の算定の例により算定した額。ただし、次に掲げるものについては、それぞれに定める額。</p>	<p>_____の費用の算定の例により算定した額。ただし、次に掲げるものについては、それぞれに定める額。</p>
(1) 使用料	(1) 使用料
ア～オ (略)	ア～オ (現行に同じ。)
<p>カ 自立訓練施設の使用料_____障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスに要した費用の額</p>	<p>カ 自立訓練施設の使用料及び医療型短期入所サービス費 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスに要した費用の額</p>
キ (略)	キ (現行に同じ。)
(2) (略)	(2) (現行に同じ。)
2・3 (略)	2・3 (現行に同じ。)
第12 (略)	第12 (現行に同じ。)